

① 作成方法の事例

校歌

- ・ 公募⇒
 - ・ 歌詞と曲が一体となったものを一般募集する。
 - ・ 歌詞の盛込みたい言葉（単語・フレーズ）を地域や学校で募集し、条件付きで一般公募する。
 - ・ 歌詞と曲を分けて募集し、音楽教諭が編曲する。又は編曲のみ外部委託する。
 - ・ 歌詞を一般公募し、作曲は専門家（大学教授や音楽教諭等）に依頼。
- ・ 委託⇒
 - ・ プロの作曲家や専門家（大学教授や音楽教諭等）に作詞・作曲を委託する。
 - ・ 校歌制作業務委託（公募型プロポーザル方式）
 - ・ 歌詞に取り入れたい言葉（単語・フレーズ）を地域や学校で募集し、作詞・作曲の委託に際し、作詞の参考にしてもらう。
- ・ その他⇒
 - ・ 統合する学校の校歌を活用し、学校名のみを変更する。
 - ・ 児童生徒の意見を参考にしながら、音楽教諭が作詞・作曲する。

校章

- ・ 公募⇒
 - ・ デザインを一般募集する。
 - ・ デザイン系の専門学校や大学の学生を対象に公募する。
- ・ 委託⇒
 - ・ プロのデザイナーにデザイン作成を委託する。
 - ・ 校章等制作業務委託（公募型プロポーザル方式）
 - ・ 校章に盛込みたいモチーフを地域に募集し、作成の委託に際し、デザインの参考に してもらう。
- ・ その他⇒
 - ・ 統合する学校の校章を活用し、学校名のみを変更する。
 - ・ 美術教諭などによるデザイン作成。

② 作成方法における、メリット・デメリット

公 募	【メリット】 ・（応募条件次第で）幅広い作品を期待することができる。 ・募集することが、新設校の周知の機会となる。 ・応募者は、開校準備に関わったという認識をもつことができる。 【デメリット】 ・作詞作曲は比較的専門性が高く、誰でも気軽に応募できるものではない。また、清書や編曲の調整作業が必要となる場合がある。 ・審査や選定に際して、専門性と知見が求められる。 ・賞金や報償費で、応募数や応募作品のレベルが左右される可能性がある。 ・（応募条件次第で）地元の意向を反映しないものになる可能性がある。 ・募集や選定に時間を要する。 ・校歌を一般公募した場合、歌詞と曲が他者の著作権や商標権を侵害する可能性がないかを、調査する必要がある。（校章デザインについても同じ）
委 託	【メリット】 ・募集期間が不要なため、比較的短期間に完成が見込まれる。 ・清書や編曲の調整作業が必要ない。 【デメリット】 ・（業務委託仕様次第で）地元の意向を反映しないものになる可能性がある。 ・幅広い作品の中から選択することが出来ない。 ・校歌の製作者が著名な作曲家などの場合、JASRAC 管理となる可能性あり。
その他	【メリット】 ・募集期間が不要なため、比較的短期間に完成が見込まれる。 【デメリット】 ■既存のものの活用の場合 ・各校の個性や伝統がある校歌・校章を複数組み合わせることは、困難。 ・当初の製作者やその遺族の承諾を得る必要が生じる場合がある。 ■音楽教諭・美術教諭による作成の場合 ・本来業務ではないため、作成を強要することは出来ない。

校歌・校章の基本方針と方向性について協議

校歌・校章の作成については、作成主体となる学校がまだないため、準備委員会で基本方針と方向性を協議するものとする。

(1)基本方針（事務局案）

新設校にふさわしい校歌・校章を、新たに作成する。

(2)方向性（事務局案）

①作成時期

新設校の開校に伴い、校歌・校章とも、開校前に教育委員会が予算の範囲内で令和8年度中に作成する。（作成にあたっては、準備委員会で必要な事項を協議する。）

③ 作成方法

校歌⇒ 公募ではなく、歌詞及び作曲ともに専門家（大学教授や音楽教諭等）に、制作依頼する。（短期間での制作が見込まれる）

校章⇒ 公募ではなく、専門家（プロのデザイナー等）に制作依頼する。
（短期間での制作が見込まれる）

○制作依頼の対象者は、予算の範囲内で人選する。

○専門家の人選は、準備委員会で意見を聴取し事務局が行う。

- ・住用にゆかりのある方
- ・これまで住用地域にかかわりがあった方（教諭等）
- ・奄美で活動している専門家（デザイナー、音楽家）
- ・準備委員会で候補に挙がった方

例として、

（例１）校歌の歌詞に盛込みたい言葉（単語・フレーズ）を児童生徒から募集し、校歌にふさわしいと選考されたものを制作者に提供する。

（例２）制作者が児童生徒とワークショップを行い、制作に取り組む。

（例３）校章及び校歌歌詞について複数案を制作してもらう。